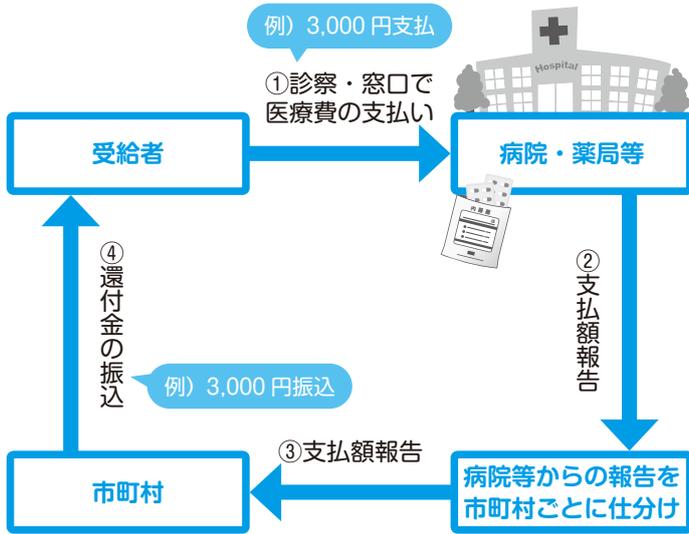


平成26年
11月から

重度心身障害者医療費の 助成方法が変わります



重度心身障害者医療費とは、障がいのある方の健康を守り、地域で安心して暮らしていただくため、医療費の自己負担分を全額助成する制度ですが、平成26年11月1日から助成方法が、窓口無料方式から自動還付方式に変更されます。
ただし、助成の対象者や助成内容（医療費の無料）が変わるものではありません。



！変更のポイント！
医療機関等の窓口で医療費の自己負担をいったん支払っていただきますが、3ヶ月程度で自動的に指定の口座へ還付されます。

一時的ですが、自己負担…
窓口払いに不安があるという方へ

☆限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）をご利用ください。

【限度額適用認定証】

所得に応じて月の上限負担額が設定されるもので、月の支払いを上限額までに抑えることができます。
申請先は、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者は、市民課国保医療担当へ、それ以外の方は各々の保険者となります。

☆重度心身障害者医療費貸与制度をご利用ください。

事前に医療費の支払いに必要な資金をお貸しする制度です。詳しくは、県福祉保健部障害福祉課へお問い合わせください。

☆注意ください
受給者証の更新手続きが必要です

〇〇市(市町村) 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証	
公費負担者番号	8 3 2 8
受給者番号	
保険種別	
保険者番号	
住所	
受給者氏名	性別
生年月日	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
〇〇市(市町村)長 〇印	
交付年月日	年 月 日

現在、重度心身障害者医療費助成受給者証をお持ちの方の有効期限は、10月31日（障害者手帳等に有効期限のある方は、その期限まで）となっております。
例年、更新の手続きは5年に1度ですが、助成方法の変更に伴い、更新の手続きが必須となります。

受給者には8月中旬に郵送でご案内しますが、手続きをされない場合には、医療費の助成が受けられなくなりますので、期日までに手続きをお願いします。

■申請期限 10月3日（金）
■持参するもの

- ・ 葦崎市重度心身障害者医療費助成受給者証交付（更新）申請書
- ・ 所得の確認に関する同意書
- ・ 受給要件にあたる手帳又は証書
- ・ 医療保険証
- ・ 限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証 ※お持ちの方）
- ・ □座登録用紙（未登録の方）
・ 印鑑

※平成26年1月1日時点で市外に住所があった方（受給者・世帯構成員含む）は、前住所地の市町村長が発行する「平成26年度平成25年中」所得課税証明書の添付が必要です。

また、対象者及び世帯構成員の中に住民税を未申告の方がある場合には、更新の認定ができませんので申請前に税務課にて手続きをお済ませください。（税法上の被扶養者は除く）

■問い合わせ

- ☆助成方法の変更・貸与制度 県福祉保健部障害福祉課
- ☎055-1223-11495
- ☆受給者証の更新 福祉課障がい福祉担当

（内線1822・1800）